

市第27号議案

地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザ及び地区センターの指定管理者を指定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センター	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グループ 代表者 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 池 戸 淳 子	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

横浜市本郷台駅前地域ケアプラザ及び横浜市本郷地区センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜市福祉サービス協会・さかえ区民活動支援協会グル

ープの構成員

- 1 西区桜木町 6 丁目 31 番地

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

理事長 池 戸 淳 子

- 2 栄区桂町 279 番地の 29

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

理事長 片 岡 喜久江

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）